

産業消防常任委員会会議記録

日 時 令和5年9月15日(金曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前10時 8分 散会

付託事件

議案第86号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

① 議案第86号 水戸市火災予防条例の一部を改正する条例

2 出席委員(7名)

委員長	鈴木宣子君	副委員長	渡辺欽也君
委員	細谷智宏君	委員	森智世子君
委員	田尻由紀子君	委員	小泉康二君
委員	安藏栄君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君		
産業経済部長	長谷川昌人君	産業経済部参事兼観光課長	小林一仁君
商工課長	楢崎芳明君	農政課長	後藤俊之君
農業環境整備課長	三村隆君	農産振興課長	永盛光郎君
公設地方卸売市場長	栗原千尋君		
消防局長	大内康弘君	消防次長	大信成人君
消防局参事	箕輪重美君	消防局参事兼消防総務課長	小林良導君
北消防署長	猿田純夫君	南消防署長	河原井豊君
火災予防課長	荘司智裕君	消防救助課長	高嶋和巳君
救急課長	栗原政人君		
農業委員会事務局長	吉川正浩君	農業委員会事務局次長	久米茂君

6 事務局職員出席者

書 記 大 内 し お り 君 書 記 久 野 琢 郎 君

午前10時 0分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業消防委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第86号の1件であります。

それでは、付託議案につきましては、一通りの質疑を行いましたので、これより議案第86号について、御意見等を伺いながら、採決を行ってまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

議案第86号 水戸市火災予防条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたらお願いいたします。

細谷委員。

○細谷委員 お疲れさまです。

固体燃料を用いた厨房設備の離隔の追加について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

総務省の実証実験から、炭焼き器、厨房設備の離隔距離を追加し、安全、安定な距離だと考えております。こういった設備を使用する事業者に対しましての消火器等の設置や、燃えやすいものを近くに置かない、使用中は目を離さないといった基本的なルールを周知徹底し、今回の改正が有意義なことになるよう再度お願いいたします。

以上です。

○鈴木委員長 ほかに、ございませんか。

森委員。

○森委員 おはようございます。

昨日の質疑もありがとうございました。その委員会の後もいろいろ教えていただき、賛成の立場から、1つ意見のほうを述べさせていただきたいと思っております。

施行期日に関して、昨日の2ページだと、(1)喫煙所の標識等に関わる改正規定が公布の日とか、あと(2)急速充電設備のほうが令和5年10月1日、あとは変電設備、急速充電設備並びに蓄電池設備とか、そういうものが令和6年1月1日となっております。それぞれ国の省令の改定日によって様々変わってきていると思うんですが、これは民間の設置業者さんから見ると、大変分かりづらいところかなと思います。

経過措置に関しましても、それぞれ従前のものはいいですよとか、あとは、中を読みますと、蓄電池に関しましては令和6年1月1日から起算して2年間は経過措置があったりとか、それぞれ標識に関しては当分の間大丈夫とかという形で、施行期日、施行経過措置がそれぞれ分かりづらいところがあると思っておりますので、ホームページとか、あとは、民間の方、窓口に業者さんがいらしたときに丁寧に説明するというようなことを周知徹底していただいて、条例が水戸市の火災予防条例ということなので、市民の皆様の安心、安全のためにやっていただきたいと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ほかに、ございますか。

小泉委員。

○小泉委員 議案第86号につきまして、賛成の立場から意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

また、意見に先立ちまして、正副委員長にお願いをさせていただきたいと思っておりますが、昨日それぞれ委員さんからの質疑応答、意見もありましたので、ぜひそちらも反映をさせていただきたいというふうに思います。

意見としましては、先ほどの森委員と同趣旨にはなりますけれども、今回の条例改正に伴いまして、やはり周知徹底を行っていただきたい、徹底していただきたい。こちらは経過措置のほうで猶予のほうも設けているということもありますけれども、そういったことで市民の理解を深めていただいてという形が必要だと思っております。

また、今後につきましては、本議案とはまた別になりますけれども、社会情勢の中で様々な条例改正ですとか、そういった整備が必要になってくるものがあると思っております。例えばですけれども、今後、水素の話ですとか、そういったものに関しましても適宜スピード感を持って、そういったものに取り組んでいただきたいというふうに思いますので、意見要望として申し上げさせていただきたいと思っております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかに、ございますか。

よろしいですか。

今、小泉さんからもありましたとおり、昨日の質疑の中での内容についても、こちらのほうで加味していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ないようですので、議案第86号について、採決いたします。

議案第86号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 総員挙手。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題とします。

本件につきましては、お手元に配付しました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対して申出をしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、当委員会の行政視察についてでございます。

本件につきましては、お手元に配付してあります行政視察（案）のとおり、令和5年11月15日水曜日

から17日金曜日までの3日間で、佐賀県佐賀市及び長崎県平戸市への視察を実施してまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、詳しい日程等につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、来月の委員会についてお知らせいたします。

来月の委員会は、10月6日金曜日、午前10時から開催したいと思いますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは、以上をもちまして、本日の産業消防委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前10時 8分 散会